

## 高浜町議会議会用語集

	名称	内容
1	意見書	町単独では解決が難しい問題があるとき、議会の意見をまとめて、国会や関係行政庁へ提出し問題の解決を働きかけるものです。
2	一般質問	議員が高浜町の行政一般事務や将来に対する方針などについて、執行機関に質問することです。定例会で行われ、臨時会ではできません。
3	会期	議会が活動できる期間(開会日から閉会日まで)のことです。本会議初日の冒頭で「本日から〇月〇日までの〇日間」と議決により決定します。
4	会期延長	議案の審議が会期中に終わらない場合は、本会議初日で議決した会期を議決によって延ばすことができます。
5	可否同数	本会議での議案の採決において、賛成者数と反対者数が同じになることです。この場合、最終判断は議長が行うこと(議長裁決)になります。
6	議案	議会の議決を得るために、町長及び委員会や議員が提出する案件のことです。
7	議員と語る会	高浜町では、議会基本条例で定期的な議会報告、意見交換を義務付けており、委員会中心となって議員と語る会を実施しています。また各種団体、地区の要請により直接議員が出向き、ご意見等を議会活動に反映させることを目的とした「出前議員と語る会」も実施しています。
8	議会	本会議、委員会、議会事務局から成り立っています、議会は毎年3月、6月、9月、12月に開かれ、これを定例会といいます。そのほか、特定の事案に限って審議するため招集される臨時会があります。
9	議会運営委員会	議会を円滑に運営するため、議会運営の全般について協議し、意見などの調整を図るために議長により設けられている委員会です。
10	議会モニター	町議会の運営や、活動等について委嘱した議会モニターから意見をお聞きする制度です。高浜町議会では2022年9月定例会に試験的に実施しました。
11	議決	<p>議会で議案などに対し(可否)賛否を決定することで、意思決定の内容により次のような種類があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可決(否決): 予算、条例、契約、意見書、決議 等</li> <li>・認定(不認定): 決算</li> <li>・承認(不承認): 専決処分</li> <li>・同意(不同意): 人事案件</li> <li>・採択(不採択): 請願、陳情・要望</li> <li>・決定: 議員の資格決定、投票の効力に関する異議の決定等</li> </ul>

12	議事日程	その日の会議(本会議)の件名、順序を記載したものです。
13	休会	会期中に、一定期間議会の会議が開かれずに、休止している状態にあることをいいます。
14	継続審査	会議に付された事件について、当該会期中に議了できず、特に会議で議決して付託を受けた委員会が閉会中に引き続き審査を行うことをいいます。
15	採決	議長が本会議で表決(議員が議案に対して賛成または反対の意思を表明すること)をとる行為のことをいいます。委員会の場合は委員長が表決をとる行為のことをいいます。
16	質疑	上程された議案などについて、疑義をたずねるための発言のことです。質疑は議案などの不明確な点を明らかにするために行うもので、自己の意見を述べることはできません。
17	執行機関	町の施策等を執行する町長をはじめとする各種の機関をいいます。なお、町長や課長など、執行機関の説明者として本会議や委員会に出席する人を理事者といいます。
18	自由討議	議案審議の結論を出すにあたって質疑終了後、動議または議長が必要と認めるときに、議員相互の自由な討議によって多様な意見を出し合ったうえで合意形成に努め、説明責任を果たすものです。
19	趣旨採択	請願について、目的は賛成だが実現が難しい場合や実現可能だが時期等要望と異なる場合、不採択とすることもできない場合において取られる決定の方法です。
20	上程	審議の対象として取り上げる意味で用いられます。「議題とする」ことを「上程」ともいいます。
21	常任委員会	議会の内部機関で町の事務に関する調査及び付託を受けた議案などの審査を行う条例で定めた常設の委員会をいいます。高浜町には「予算決算」「総務産業」「厚生文教」の常任委員会があります。
22	請願	国民が国や地方公共団体等に対し一定の措置をとる、あるいは取らないよう希望を申し出ることです。請願される場合は内容に同意する議員の紹介が必要です。
23	全員協議会	町政などに関し議長が必要と認める事項について議員全員が集合し、会期の内外を問わず必要に応じて開催される会議です。各委員会の報告など、議員全員が共通の認識を持つため開かれ、議会の活動としては協議又は調整を行うための場に位置付けられています。

24	専決処分	議会の議決又は決定すべきことについて、町長が議会に代わって意思決定をすることです。議会を招集する時間的余裕がない時や、災害などで議会が招集できないときなどに行うもので、専決処分の後に議会に報告し承認が必要です。
25	陳情・要望	請願と同様に住民が議会などに実情を訴え、適切な措置を陳情・要望することです。請願と異なる点は、紹介議員の必要がないことです。
26	動議	主に会議の進行や手続きに関し、議員から議会に対してなされる提議で、議会の議決を経ることになります。動議は、所定の賛成者があれば成立し、議題となり議決されます。通常これらは口頭で行われるのに対し、予算案、条例案などの原案に対する修正の動議などは、案を備え、文書で議長に提出することになっています。
27	答弁	本会議、委員会などで、議員の質疑、質問に対して町長や副町長、教育長および関係部署の課長などが回答や説明を行うことをいいます。
28	附帯決議	議案を議決するにあたって、議会の希望意見として付すものをいいます。法律的な効果はありませんが、政治的に尊重されるべきものとされています。
29	付託	本会議での質疑が終了した後、さらに詳しく検討を加えるため、所管の常任委員会、議会運営委員会または特別委員会に審査を託すことです。
30	本会議	定例会や臨時会において、全議員で構成する会議のことで、議案の審議や一般質問、議会としての最終意思の決定(議決)などを行います。
31	臨時会	定例会以外に臨時的に議会を開く必要がある場合に招集されます。臨時会は通常1日間の会期です。
32	傍聴	議員以外の方が会議状況を直接見聞きすることです。詳細は「高浜町議会傍聴規則」を参照。